

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 7 年 12 月定例会	
議案番号	議案名
	議案第44号 松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	政策実現フォーラム・社民
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私達は本議案の反対理由について、本会議での討論をもって説明に変えていますので、以下にこの議案の討論内容をお知らせします。</p> <p>政策実現フォーラム・社民の工藤鈴子です。</p> <p>ただ今議題となっております、議案第44号「松戸市立高校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、委員長報告は可決のことでしたが、反対の立場から会派を代表して、討論させていただきます。</p> <p>今回の条例改正は国の法律改正に伴う改正であり、現状の特別措置を4%から10%まで毎年1%ずつ引き上げられるもので、私たち会派としても、教職調整額の引上げそのものには賛成の方向であり、当初は本議案にも賛成するつもりでいました。しかし、一方でこの特別措置が時間外勤務、要は残業手当が支払われない教職員への名目を変えた残業手当であるという見方もあり、市立高校の勤務実態を改めて確認したところ、県立高校と比較して勤務実態にあまりにも大きな乖離があることが判明しました。</p> <p>今回の給与特別措置法の50年ぶりの改正にあたって、文科省は教職員を取り巻く環境整備を一体的、総合的に進める必要があるとしています。各教育委員会に対しても業務量の管理、健康確保措置実施計画の策定や公表等の義務付け、主務教諭の新設などを求めています。しかし、今回の市の提案では教職調整額の引上げのみであり、実状を考慮すると調整額引き上げ以外に、市教育委員会としての対応が必要だと考えました。</p> <p>質疑の中で県立高校と市立高校の時間外在校時間の大きな乖離に対して、市教育委員会の考え方を求めましたが、業務改善計画や健</p>

康確保措置などの考えは、残念ながら全く示されませんでした。

こういった状況が今回の調整額引き上げにあわせて何らかの処遇改善策が示されるならまだしも、市教育委員会の答弁では現状への深い問題意識は感じ取れず、将来に向けた積極的な改善計画も不明なままでした。今回、本議案を容認すれば、過労死を招くような働き方を認めることになりかねないと、私たち会派としては苦渋の決断ですが、本議案に反対を主張することとなりました。

その理由として、あらためて大きく2つの問題を指摘させていただきます。

まず1点目は、時間外在校時間の多さです。

ここで、毎年11月の1か月のみを調査されている勤務時間外の在校時間を紹介します。昨年度、月当りの時間外在校時間が45時間以上、80時間未満の教諭等の割合は、県立高校では、20.8%に対して、市立松戸高校ではおよそ2倍の40.0%でした。さらにその時間外在校時間の平均値は、県立高校が33時間28分に対して、市立松戸は48時間58分という長さです。

さらに月当たり80時間を超えている教諭等は、県立高校では5.3%に対して、市立高校は対象者62名中の8名ということで、12.9%を占めていました。県立高校教諭経験者によれば、部活の顧問では100時間を超える方は珍しくないとのことであり、市立松戸高校の部活動における各種の成績が、そうした教職員の努力の上にあることを改めて実感しました。現在、「過労死」という単語が世界に知られるような社会問題になり、80時間という過労死ラインも設けられています。現に学校現場の方が長時間労働の中で亡くなられ、公務災害として認定を受けている事例があることを考えると、他人ごとで済ますことはできません。

2点目は、処遇改善に向けた市教委の姿勢です。

文科省は教育職員の処遇改善として、勤務時間外在校時間の目標を、一ヶ月あたり、30時間程度に縮減するとしています。さらに参議院の文教科学委員会の付帯決議では、これを令和11年度(2029年度)までに縮減する目標達成のため、地方公共団体の裁量に留意つつ、その実現に向け、行程表の策定を行うこととあります。

しかし、市教委からは時間外在校時間縮減、上限設定、計画策定等に答弁はありませんでした。お答えいただけたのは、「県教育委員会の動向を注視し、状況に合わせて対応を進めます」ということだけでした。

ここで重ねて申しあげれば県立高校の現状の平均値は、およそ2

割の方は 33 時間ですが、市立松戸は 4 割の方が約 4.9 時間の長時間になつておつり、さらに約 13% の方が 80 時間以上、いったい何時間までかはみえません。この現状で、2029 年までにどのようにして 30 時間まで縮減していくのでしょうか。県教育委員会が示す前に、まずは市教委として勤務時間外在校時間を県立高校と同水準まで縮減していく必要があるのではないかでしょうか。

### 終わりに

ご答弁の中で教職員の業務は授業準備、部活動指導、保護者対応など多岐にわたり、一般行政職と比較して時間管理が難しい性質があるとのことでした。確かに保護者対応や、部活指導となれば必ずしも時間外と位置付ける、「時間外在校時間」に含まれない、学校外での対応も別途あるとなれば、さらなる長時間勤務の実態があると思われます。

市教委の今後の取り組み次第で、教職員が不足する、あるいは取り返しのつかない残念な事態が起るといったことのないよう強く願っております。そして希望を持って市立松戸に入学した生徒たちにとってよりよい学びの場を提供するとともに、教職員の方々のよりよい雇用環境をめざしてください。

残念ながら議案に賛成はできませんが、これを機に、市教委として時間外の縮減計画、そのための定数の見直しや松戸独自の手当での検討、業務量管理、健康確保措置等々、積極的な取り組みを強く求めます。

以上、政策実現フォーラム・社民の反対討論とさせていただきます。